

# 裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業建設部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所 〒410-1118 裾野市佐野1068番地の2

TEL 055-994-1274 FAX055-994-1279 <http://www.city.susono.shizuoka.jp/> E-mail shigaichi@city.susono.shizuoka.jp

## 審議会委員選挙特集号 第2号

8月17日 投開票

### 土地区画整理審議会 委員選挙を実施します

市では、去る5月14日に土地区画整理法第58条の規定による裾野駅西土地区画整理審議会委員の選挙について、同法施行令第19条の規定に基づき、平成20年8月17日を選挙期日とする公告を行いました。

この公告により公告日から起算して20日を過ぎた時点（6月3日）を基準に審議会委員の選挙人名簿を作成します。この名簿には、基準日時点で法務局に登録されている土地の所有者と借地権者、基準日までに市に申告を済ませた未登記の借地権者が記載されます。

【未登記の借地権（法人も含む）は申告が必要です】

審議会委員の選挙には、土地の所有者と借地権者にそれぞれ選挙権及び被選挙権が認められております。しかし、登記されていない借地権につきましても、市に申告の手続きを済まして初めて選挙権及び被選挙権が認められることとなります。5月14日に選挙期日の公告を行ったことで選挙人名簿作成の基準日が6月3日となりますから、

該当される方は基準日の6月3日までに申告して下さい。基準日までに申告がない場合、選挙人名簿への記載がされず、選挙権を行使することができません。



また、裾野駅西土地区画整理事業施行条例第27条第2項の規定により基準日から選挙人名簿の確定の公告及び選挙すべき委員の数の公告がある日までの間は、申告を受領することができませんのでご注意ください。

【2名以上で土地を所有または借地している方も申告が必要ですよ】

審議会委員の選挙権及び被選挙権は土地を2名以上で所有または借地している場合、その共有者全ての方に対して権利が認められているものではありません。

このため、共有で土地を所有または借地している方は、その中で代表者を選任し市に届出する必要があります。この届出により選任された代表者に選挙権及び被選挙権が認められることとなります。

なお、選挙権を行使する場合、選挙当日（8月17日）までに代表者の届出を済ませる必要があります。

【土地の所有者が既に亡くなっているが相続の登記が済んでいない場合も申告が必要です】

選挙人名簿には登記されている土地所有者の氏名等が記載されます。相続が済んでいない場合、この土地所有者の相続人の中から代表者を選任し市に届出れば、その代表者は選挙権及び被選挙権を行使することができます。

選挙権を行使する場合は、選挙人名簿の縦覧期間満了日（7月7日）までに代表者の届出を済ませる必要があります。

#### 選挙人名簿を縦覧

裾野駅西土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧します。

と き ■ 6月24日（火）から7月7日（月）まで  
（土・日・祝日を含む）

午前8時30分から午後5時15分まで

ところ ■ 区画整理室（裾野駅西事務所）

なお、質問等がありましたら、縦覧会場に市職員がおりますので、お気軽にお尋ねください。